

基本計画変更までの主な経緯

平成25年10月～11月

JESCOの処理施設設置関係自治体への基本計画変更に関する検討要請

平成26年2月

第11回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討会開催

平成26年4月

豊田市長から基本計画変更に関する検討要請に対する回答

環境大臣から豊田市長の受入条件に対する回答

平成26年4月～5月

基本計画に盛り込むべき主要内容に係るパブリックコメント

平成26年5月

第12回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討会開催

平成26年6月6日

基本計画の変更告示

変更された基本計画に係るこれまでの取組

1. 処理の安全性の確保について

処理施設の健全性の確保、トラブル防止、災害対策、計画的な処理の推進のため、JESCOを指導監督

- ①日常点検、定期点検の確保
- ②長期保全計画の策定
- ③過去に発生した全トラブルの再点検、トラブルの事業所間水平展開
- ④自然災害に係る最新の科学的知見を踏まえ、必要に応じ、追加措置の検討
- ⑤円滑な廃棄物の搬入の確保

2. 処理促進策について

- ◆未処理事業者の掘起し、期限内処理に向けた指導・助言、施設設置関係自治体への協力等の実施、都道府県PCB処理計画の改定等について都道府県市へ通知
- ◆全国都道府県市担当者説明会を開催
- ◆掘り起こし調査マニュアルを策定し、都道府県市へ通知
- ◆料金負担能力のない者への対策
処理料金70%軽減の対象法人の拡大、事業を廃止して個人で保有している者、破産した者等の処理料金を95%軽減
- ◆都道府県市における取組状況調査の実施

平成27年度環境省予算（案）（主なもの）

PCB廃棄物等の有害廃棄物の着実な処理を進めるため、平成27年度環境省予算（案）に次の項目を盛り込んでいるところ

- PCB処理施設整備事業 3,800百万円

JESCOの処理施設の長期保全計画や定期点検の結果に基づく、改造、点検、補修に係る費用の一部を補助する。

- PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費 1,000百万円（このほか、平成26年度補正予算にて2,000百万円）

JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

- PCB廃棄物適正処理対策推進事業 166百万円

未把握のPCB廃棄物の掘り起こしの効率化手法、調査を効率的に行うための普及啓発手法を検討・実施する。また、関係機関による連絡協議会を開催する。

微量PCB汚染廃電気機器等について、処理技術の評価や施設の認定を行うとともに、抜油後の容器の合理的かつ効率的な処理方策の検討等を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（概要）

1. 変更の背景

- ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）を活用し、処理施設が整備され、平成16年に北九州事業から処理を開始。
- 平成24年度末時点の処理進捗率は、高圧トランス等が56%、高圧コンデンサ等が44%。
- 安定器等・汚染物は、平成21年に北九州事業、平成25年に北海道事業において処理を開始。
- しかしながら、JESCOによる世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理は、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの事業の完了が困難な状況。

2. 変更の主な内容

（1）今後の処理体制

① 高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物

- 安全操業を第一としつつ、一日でも早期に処理
- JESCOの5PCB処理事業所の長所を生かし、処理能力を相互に活用
- 安定器等・汚染物の処理については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所を活用
- 計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、最長でも平成37年度までに処理を完了

② 微量PCB汚染廃電気機器等

- 環境大臣による無害化認定制度、都道府県知事の許可制度を活用

③ 低濃度PCB廃棄物

- 環境大臣による無害化認定制度を活用

（2）主な取組

① JESCOにおける安全を第一とした適正かつ確実な処理

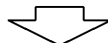
- 施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新（国による資金の補助）、日常的な工程改善

② 一日でも早い処理完了に向けた処理促進策

- 都道府県市、国、JESCO、電気保安関係の事業者等が協力し、未処理事業者の一覧表の作成、処理時期の確認及び計画的処理完了期限内の処理に向けた必要な指導等の実施
- 処理費用の負担能力が低い保管事業者への支援及び意図的に処理委託を行わない者への対策検討

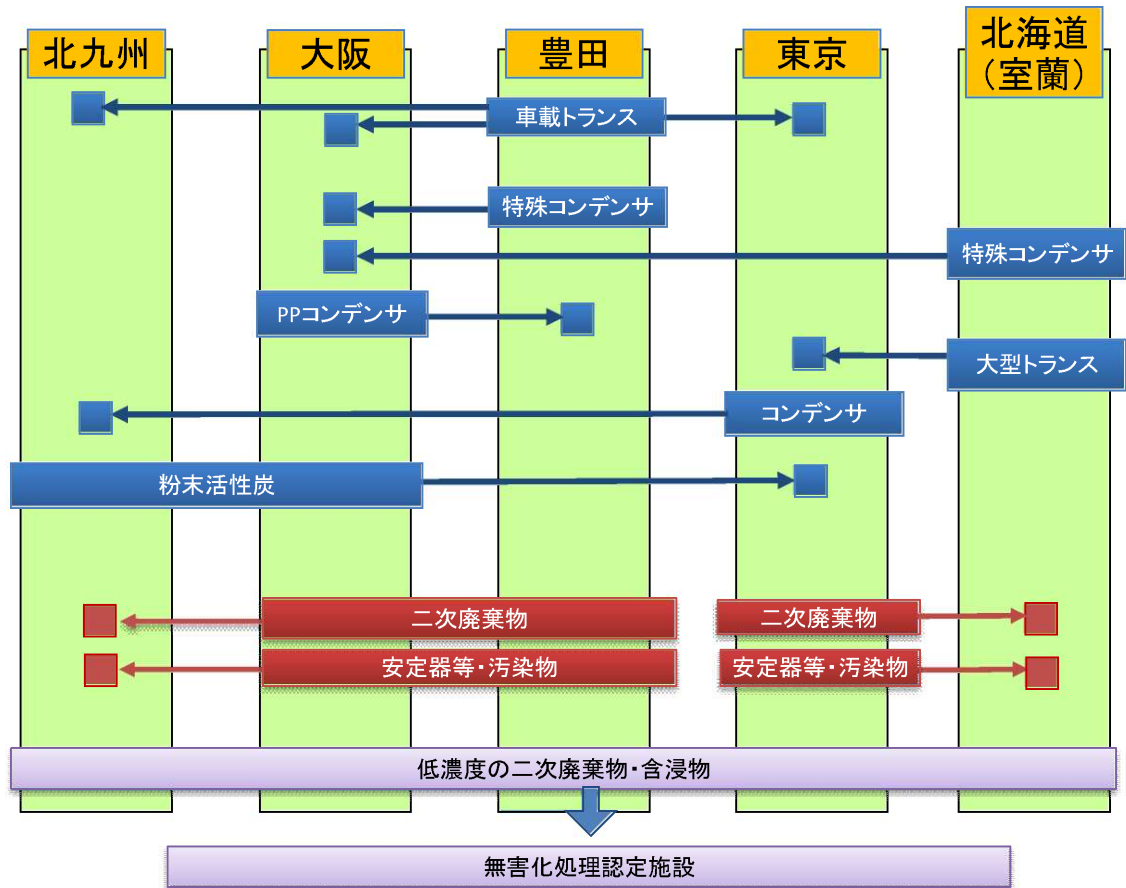
③ 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

- 処理がさらに合理的に進むよう検討（課電自然循環洗浄法等）

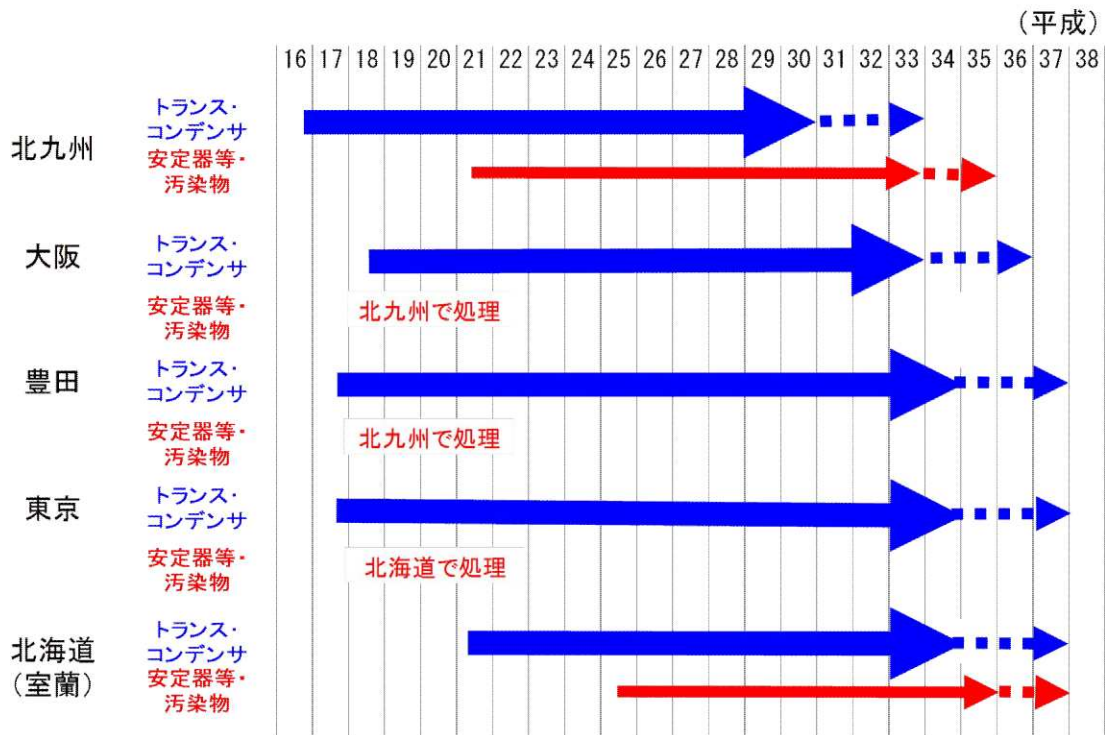


これらにより、現状では平成49年度まで必要な高濃度PCBの処理期間を、平成37年度までに短縮し、ストックホルム条約で求められている年限（平成40年）までに処理を完了することが可能

【JESCOの処理体制】



【処理期間】



計画的処理完了期限（実線）：保管事業者が JESCO に対し処分委託を行う期限

事業終了準備期間（点線）：今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの